

一般廃棄物処理業等の合理化事業のあり方について(答申) 素案

(1) 合理化事業について

- ① 下水道の整備により、し尿等収集運搬業者（以下「収集業者」という。）が受ける著しい影響を緩和するとともに、経営の近代化及び規模の適正化を図るため、合理化事業を実施すること。
- ② 合理化事業の実施に際しては、事業の提供基準や期間、見直し時期など、仕組みの明確化を図ることで透明性を高め、市民への説明責任を果たせるものとする。
- ③ 合理化事業は下水道整備の影響に見合うものとし、収集業者への対応の基本的な考え方は統一すること。
- ④ 下水道整備による収集業者への影響に見合う合理化事業は、収集業者の減収を補填するものではなく、あくまで収集業者の業務の安定を保持するとともに、廃棄物の適正な処理に資するためのものとする。

(2) 合理化事業計画の策定と期間

- ① 下水道整備により収集業者の経営に著しい影響が見られるため、合特法に定める合理化事業計画を策定すること。
- ② 合理化事業計画の期間は令和 2 年度からとし、下水道接続の影響が見られる期間まで策定すること。
- ③ 下水道整備計画の進捗状況を反映するため、合理化事業計画は 5 年ごとに見直していくこと。

(3) 合理化事業の算定

- ① 合理化事業の算定方法は、国の補償基準等を準用しつつ、下水道整備による影響に基づき、下表のとおりとすることが望ましい。なお、可能な限り、他市の事例等も参考にすること。
- ② 利益率については 10%を基本としつつ、規範的かつ一般的に用いられている適正な率を採用することが望ましい。

【算定方法】

① 影響の判定	委託分：バキューム車の減 ※ただし、予備車を除く 許可分：浄化槽の下水道への転換予測件数
② 代替業務	合理化事業の総額（委託分＋許可分）÷利益率÷5年
ア 委託分	減車1台あたりの算定額 × 減車台数
イ 許可分	浄化槽1基あたりの算定額 × 転換予測件数
③ 転廃交付金	許可車両1台あたりの算定額 × 減車台数 ※ただし、転廃時の清掃件数で算定する台数
備考	○ ②・③により算定した額の代替業務を提供、転廃交付金を交付する。 ○ 大型人槽の浄化槽は清掃実績等を考慮し、件数に反映する。 ○ 算定額等の見直しは合理化事業計画策定ごとに行う。

(4) その他

- ① 平成30年度の代替業務提供額と令和2年度からの算定額(概算)の差は、収集業者間によって差異があるものの、激変緩和措置は講じないこと。
- ② これまでの代替業務の提供額に対し、収集業者の清掃手数料の減収推計額が著しく少ない場合は、経営状況等を踏まえ、収集業者と協議の上対応の有無を決定すること。
- ③ 平成30年度の収集車両2台の減車については、下水道整備を理由とするものではないため、算定には含めないこと。
- ④ 収集業者の湖西市し尿処理行政へのこれまでの貢献を踏まえつつ、行政と収集業者の一層の協力・信頼関係のもと、今後も密に協議・情報交換等を行うことで、更なるし尿処理行政の発展に努めること。